

現場説明書（工事編） 1/3

令和4年6月14日

工 事 名	東豊中町第146号線安全対策工事			
設 計 概 要	工事延長L=102.7m 幅員W=7.0m 撤去工 1式 仮設工 1式 土工 1式 排水工 1式 舗装工 1式 付帯工 1式			
設 計 図 書 類 ファイル内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・現場説明書 ・設計書 ・設計図 ・数量計算書 ・一般仕様書 ・提出書類一覧 ・廃棄物処理業者一覧 ・位置図 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">ファイル数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </table>	ファイル数	8
ファイル数				
8				
担 当 課	豊中市 都市基盤部 基盤整備課（第二庁舎4階）			
特 記 事 項	1. 交通誘導員については、交通誘導員Bを30人計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せ結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 2. 豊中市生コンクリート品質低下防止対策指針（H24.8.1以降の契約工事に適用。基盤整備課にて配布中）を遵守すること。 3. 監督職員と協議の上、交通対策図を作成し、監督職員に提出すること。			
質疑について	○入札方法については、設計図書受領日から 入札日まで とします。 ○設計図書等の内容については、設計図書受領日から 6月20日（月）13時まで とします。 ○質疑の方法は、 電子メールのみ とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子入札システムから「質疑・回答書」をダウンロードしてください。 ・メールアドレス：keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp （送信する前にウイルスチェックを必ず行ってください。） ・メールには入札件名、貴社名及び質問件数をご記入ください。 ・メールを送信した場合は、その着信を下記連絡先に電話で確認してください。 ・入札金額が推測されるような内容は絶対に記載しないでください。 ・来庁による質疑及び担当課への直接質疑は原則不可とします。 ・回答については、豊中市ホームページの「事業者の皆さんへ」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「お知らせ」内に掲載します。 連絡先：豊中市 総務部契約検査課（豊中市役所 第一庁舎4階） 電 話：06-6858-2075・6 ・電子入札に関する問い合わせ 連絡先：電子入札コールセンター 電 話：0120-332-638 			

現 場 説 明 書 （ 工 事 編 ） 2/3

[1] 積算単価について

代表的な積算単価は以下のとおりです。

国土交通省土木工事標準積算基準書	令和3年度
国土交通省機械設備工事積算基準	令和3年度
公園緑地工事標準歩掛（国土交通省）	令和元年5月
建設工事積算基準（大阪府都市整備部）	令和3年度
下水道用設計標準歩掛	令和3年度
労務単価（大阪府）	令和4年3月
建設物価、積算資料	令和4年4月号
土木コスト情報、土木施工単価	令和4年春号
資材調査単価（大阪府都市整備部）	令和4年度
建設発生土受入価格及び再生土販売価格	令和3年度下半期
建設廃棄物等受入価格	令和3年度下半期
建設廃棄物（廃路盤材）受入価格	令和4年度
大阪府下水道設計指針	令和3年度

[2] 設計書内の見積採用単価について

設計書（金抜き）内の見積採用単価については、豊中市ホームページの「事業者の皆さんへ」→「入札・契約情報」→「工事設計単価」内に掲載している設計単価を採用しています。

それ以外の見積採用単価は以下のとおりです。

（見積以外の採用単価については、物価資料等（上記積算単価）に基づくものとします。）

資材名	規格	単位	単価（円）
デザイン板 ゾーン30プラス ピクトグラム	W400×H600 カブセルプラス [®] ム インクジェット印刷t0.2mm	枚	29000
取付支柱	アルミ φ60.5×600	本	1500
取付金具	SID-18	個	2400
幕看板	W380×H680 0.25m ² 反射カーボン ハト6箇所	枚	6250
ステンレスベルト	SFT-C112 巾10mm L=1200	本	250

現場説明書（工事編） 3/3

[3] 4週8休工事に関する発注方式について

○4週8休対象工事

4週8休の取り組みの対象となる工事です。発注方式としては受注者希望型とします。

契約後、4週8休工事への取り組みについて協議した上で、達成状況に応じて契約変更を行います。

[4] 電子納品及び工事情報共有化について

○電子納品及び工事情報共有システム活用対象工事

電子納品にかかる成果品の作成、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事です。（受注者希望型）

活用にあたっては契約完了後、発注者と協議の上決定することとします。